産業医科大学医学部入学生の修学資金返還免除までの標準的進路体系図

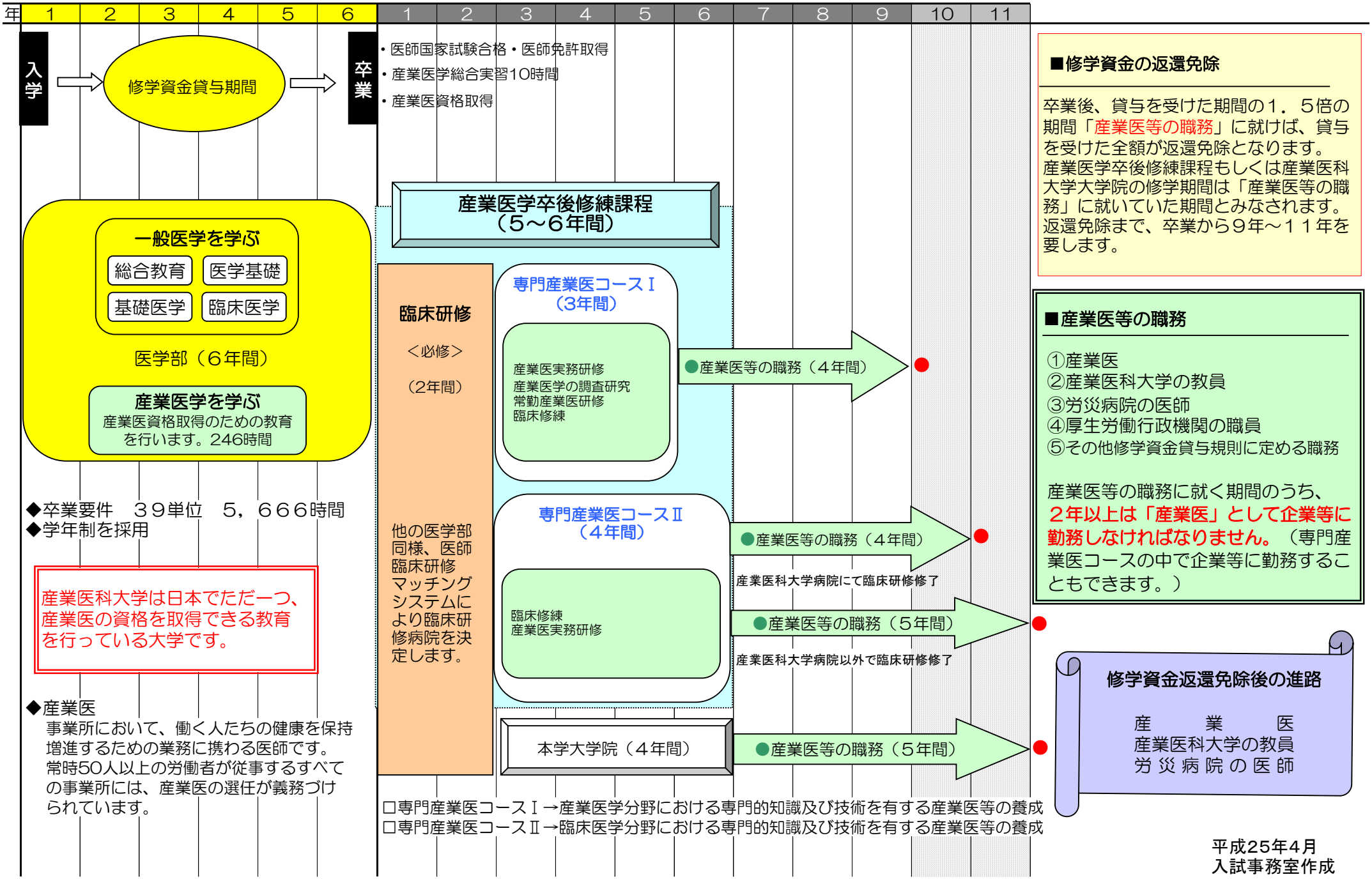

■修学資金の返還免除

卒業後、貸与を受けた期間の１．５倍の期間「産業医等の職務」に就けば、貸与を受けた全額が返還免除となります。
産業医学卒後修練課程もしくは産業医科大学大学院の修学期間は「産業医等の職務」に就いていた期間とみなされます。
返還免除まで、卒業から９年～１１年を要します。

■産業医等の職務

①産業医
②産業医科大学の教員
③労災病院の医師
④厚生労働行政機関の職員
⑤その他修学資金貸与規則に定める職務

産業医等の職務に就く期間のうち、**２年以上は「産業医」として企業等に勤務しなければなりません。**（専門産業医コースの中で企業等に勤務することもできます。）

修学資金返還免除後の進路

産　　業　　医
産業医科大学の教員
労 災 病 院 の 医 師

平成25年4月
入試事務室作成